

○介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表（令和3年5月19日施行）

改正後	改正前
<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 サービスの種類 (1)～(7) (略)</p> <p>3 報告の範囲 (略)</p> <p>4 報告すべき事故の種類 (1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。 <u>転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災）</u> ※ 「職員の違法行為・不祥事」は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預り金の紛失や横領などをいう。</p> <p>(2) 報告すべき事故における留意点 ① (略) ② けが等については、<u>医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。</u> なお、報告すべきか不明の場合は、保険者に問い合わせること。 ③ (略)</p>	<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 サービスの種類 (1)～(7) (略)</p> <p>3 報告の範囲 (略)</p> <p>4 報告すべき事故の種類 (1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。 <u>転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症（インフルエンザ等）、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、職員の違法行為・不祥事、その他</u> ※ 「職員の違法行為・不祥事」は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預り金の紛失や横領などをいう。 ※ 「その他」とは、事業所の災害被災などをいう。</p> <p>(2) 報告すべき事故における留意点 ① (略) ② けが等については、<u>医療機関の受診（施設内における受診を含む。）を要したものを報告すること。</u>なお、報告すべきか不明の場合は、保険者に問い合わせること。 ③ (略)</p>

○介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表（令和3年5月19日施行）

改正後	改正前
<p>5 報告の時期等</p> <p>所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに保険者に対して報告を行うこと。また、併せて居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に対して報告を行うこと。</p> <p>報告は、事故発生後<u>速やかに、遅くとも5日以内</u>に行うこと。ただし、事故の程度大きいものについては、まず、電話等により、保険者に対し、事故の概要について報告すること。報告に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 利用者の事故について、事業所所在地の保険者と当該利用者の保険者双方に報告すること。</p> <p>(2) 報告後に、当該利用者の容態が急変して死亡した場合等は、再度報告を行うこと。</p> <p>6 報告すべき内容</p> <p><u>(1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）</u></p> <p><u>(2) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類</u></p> <p><u>(3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、保険者、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度</u></p> <p><u>(4) 事故の概要(事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等)</u></p> <p><u>(5) 事故発生・発見時の対応(対応状況、受診方法、受診先、診断結果等)</u></p> <p><u>(6) 事故発生・発見後の状況（家族や関係機関等への連絡）</u></p> <p><u>(7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）</u></p> <p><u>(8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止先の評価時期および結果等）</u></p>	<p>5 報告の時期等</p> <p>所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに保険者に対して報告を行うこと。また、併せて居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に対して報告を行うこと。</p> <p>報告は、<u>おおむね事故発生後3日以内</u>に行うこと。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により、保険者に対し、事故の概要について報告すること。報告に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 利用者の事故について、事業所所在地の保険者と当該利用者の保険者双方に報告すること。</p> <p>(2) 報告後に、当該利用者の容態が急変して死亡した場合等は、再度報告を行うこと。</p> <p>6 報告すべき内容</p> <p><u>(1) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類</u></p> <p><u>(2) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、要介護度及び心身の状況</u></p> <p><u>(3) 事故発生・発見の日時及び場所</u></p> <p><u>(4) 事故の概要(事故の種別、事故の結果、事故の原因等)</u></p> <p><u>(5) 事後の対応(家族や関係機関等への連絡)</u></p> <p><u>(6) その他（再発防止の方策等）</u></p>

○介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表（令和3年5月19日施行）

改正後	改正前
<p>7 保険者に対する事故報告の様式 別に保険者が定める事故報告書の様式がある場合はそれによることとし、基本的に上記6の項目を満たす必要がある。 事故報告書の様式の標準例は、別紙のとおりとする。 <u>保険者への事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。</u> また、事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（標準例の項目3「対象者」及び5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月27日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月27日から施行し、改正後の介護サービス事故に係る報告要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月30日から施行し、改正後の介護サービス事故に係る報告要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 <u>この要領は、令和3年5月19日から施行する。</u></p>	<p>7 保険者に対する事故報告の様式 別に保険者が定める事故報告書の様式がある場合はそれによることとし、その他事業所における任意の様式でも差し支えないが、基本的に上記6の項目を満たす必要がある。 事故報告書の様式の標準例は、別紙のとおりとする。 また、事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（標準例の項目2「対象者」及び4「事後の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月27日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月27日から施行し、改正後の介護サービス事故に係る報告要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月30日から施行し、改正後の介護サービス事故に係る報告要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p>

○介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表（令和3年5月19日施行）

改正後	改正前
<p>(標準例) (略)</p> <p><u>記載注</u></p> <p>2の⑫ 削除</p> <p><u>4の⑫ 発生または発見のいずれかにチェックをつけること。</u></p> <p><u>4の⑬</u> ・居宅における事故とは、訪問介護員等による介護サービスの提供中に起こった事故である。</p> <p><u>4の⑭</u> ・「職員の違法行為・不祥事」とは、利用者（入所者を含む。）の個人情報紛失、送迎時の飲酒運転、預り金の紛失・横領等である。</p> <p>3の⑯ 削除</p> <p>3の⑱ 削除</p>	<p>(標準例) (略)</p> <p><u>記載注</u></p> <p>2の⑫ <u>アセスメントシート等の写しの添付でも差し支えない。</u></p> <p><u>3の⑬ 発生または発見のいずれかに○をつけること。</u></p> <p><u>3の⑭</u> ・居宅における事故とは、訪問介護員等による介護サービスの提供中に起こった事故である。</p> <p><u>3の⑮</u> ・「職員の違法行為・不祥事」とは、利用者（入所者を含む。）の個人情報紛失、送迎時の飲酒運転、預り金の紛失・横領等である。 ・「その他」については、事業所（施設を含む。）の災害被災等である。</p> <p>3の⑯ <u>・報告書の提出時点で、入院日・退院予定日が分かっているときは、記入すること。</u></p> <p>3の⑱ <u>・「従業者の直接行為」とは、故意・過失を問わず、従業者の直接行為が原因で事故が生じた場合。</u> <u>・「介助中の注意不足」とは、従業者の直接行為が原因ではないものの、従業者の介助中の事故が生じた場合。</u></p>

○介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表（令和3年5月19日施行）

改正後	改正前
<p><u>6の㉕</u> ・従業者の直接行為が原因で生じた事故及び従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。</p> <p>・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所に連絡すること。</p> <p><u>7の㉗</u> ・感染症、食中毒、その他の原因に該当する場合、原因が不明な場合等の内容を記入すること。</p> <p><u>8の㉘</u> 「再発防止策」については、検討中の場合は「未定、検討中」として<u>記入し、事故報告書は速やかに提出すること。</u>その後、検討した結果について、改めて報告すること。</p> <p><u>10の㉚</u> 「特記事項」については、その他特記すべき事項があれば、記入すること。</p> <p>※1 事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を</p>	<p>・「<u>従業者の見守り不十分</u>」とは、居室やトイレ等において、<u>介助時以外に転倒等の事故が生じた場合に選択すること。</u></p> <p>・「<u>その他</u>」とは、<u>感染症、食中毒、その他の原因に該当する場合、原因が不明な場合等に選択し、その内容を記入すること。</u></p> <p><u>4の㉑</u> ・従業者の直接行為が原因で生じた事故及び従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。</p> <p>・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所に連絡すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5の㉒</u> 「再発防止のための方策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として、事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。</p> <p><u>5の㉔</u> 「特記事項」については、その他特記すべき事項があれば、記入すること。</p> <p>※1 事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を</p>

○介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表（令和3年5月19日施行）

改正後	改正前
<p>1 通作成し、これに対象者のリスト（<u>3「対象者」、5「事故発見・発生時の対応」</u>、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。</p> <p>※2 <u>入所者及び利用者</u>の事故について、事業所所在地の保険者と<u>入所者</u>等の保険者双方に報告すること。</p> <p>※3 <u>対象者が報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。</u></p>	<p>1 通作成し、これに対象者のリスト（<u>2「対象者」、4「事後の対応」</u>、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。</p> <p>※2 <u>利用者</u>の事故について、事業所所在地の保険者と入所者等の保険者双方に報告すること。</p> <p>※3 <u>報告後に、当該利用者の容態が急変して死亡した場合等は、再度報告を行うこと。</u></p>